

中央市場整備検討会開催要綱

(目的)

第1条 中央市場に関する諸課題の抽出・整理を行い、必要な老朽化対策や新たな市場機能の付加等、今後の市場整備の方向性を検討するため、「中央市場整備検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(意見交換)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 取扱量・額の維持・拡大に関すること。
- (2) 関係事業者の経営改善に関すること。
- (3) 関連棟の活性化に関すること。
- (4) 施設の老朽化対策・市場機能の強化に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会の構成員は、13名程度とする。

(座長等)

第4条 検討会に、構成員の互選により座長1名を置く。

- 2 座長は、検討会を進行する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、原則非公開で行うこととする。ただし、市長が必要と認めるときは公開とすることができる。

- 2 座長は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、経済観光局中央卸売市場中央市場において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。